

吹田市産後家事支援事業利用に関する注意事項

吹田市すこやか親子室(保健センター)
令和6年4月作成

吹田市産後家事支援事業を利用するにあたり、下記についてご確認の上、本事業をご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

1 利用について

この事業は乳児を養育する方の支援が目的であることから、サポーターはお手伝いが中心となります。提供するサービスの内容については、別紙「吹田市産後家事支援事業できること・できないこと」を必ずご確認ください。また、養育者が自宅に不在の状態で、赤ちゃんのお世話や子守りをすることはできません。支援時間は、平日午前9時から午後5時30分(1日1回2時間以内の利用)です。休業日(土休日と年末年始)やその他の時間帯での利用はできません。利用期間は最大で生後6か月未満、上限回数は最大36回です。

2 利用承認通知書について

利用承認通知書は利用期限までは大切に保管いただきますようお願いいたします。

3 自己負担金等について

自己負担金等は、利用ごとに事業者にご直接お支払いください。支払い方法は事業者にご確認くださいませよう願いたします。買い物等にかかる費用及び、移動に必要な交通費等(サポーター分を含む)は利用者負担になります。

4 利用決定後に変更及びキャンセルをする場合

利用予定日の前日(土休日・年末年始の場合はその前日)の午後5時までに利用事業者の連絡が必要です。事前連絡がなくキャンセルが続く場合は、市の判断で利用を打切る場合がありますので、予めご了承ください。

5 利用中に住所や世帯課税状況等が変わる場合

速やかにすこやか親子室まで連絡してください。訪問先の住所が変更になる場合は、利用事業者へのご連絡も合わせてお願いいたします。

6 感染対策について

利用者とその同居家族が感染症を疑う体調不良等が認められる場合、利用を中止させていただくことがありますので、早めに利用事業者にご連絡ください。

7 利用期限を延長する場合

生後 6 か月未満かつ、上限 36 回まで利用されていない場合において、利用の延長を希望される場合は、すこやか親子室まで連絡してください。改めて審査、調整させていただきます。調整にお日にちを要する場合がありますので、日程に余裕をもってお申し込みください。

例) 4 週間での利用予定だったが、4 週間経過後も利用を延長したい。

8 利用期間の短縮・利用を中止する場合

すこやか親子室まで連絡してください。

例) 10 週間利用予定にしていたが、5 週間での利用に変更したい。

9 利用時間、週の利用回数を変更する場合

事業者に連絡していただきますようお願いいたします。

例) 週 2 回を週 1 回に変更したい。

例) 2 時間利用していたが、1 時間利用に変更したい。

10 事業者からの連絡について

事業者を調整した後、事業者から利用開始日やサポーター派遣曜日と時間帯等について電話連絡がありますので、必ずご対応いただきますようお願いいたします。電話が繋がらない場合は、利用できないことがあります。ご了承ください。